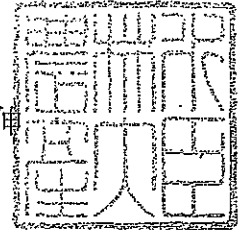


17消安第67号  
平成17年4月11日

厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



### 動物用医薬品の承認に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項の規定に基づき、下記の動物用医薬品の承認に関して、同条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第2項第3号ロ（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて意見を求める。

なお、本件については、平成17年4月11日付け17消安第66号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものです。

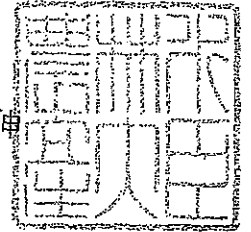
### 記

- 1 豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合（油性アジュバント加）ワクチン（日生研ARBP混合不活化ワクチンME）
- 2 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤

17消安第68号  
平成17年4月11日

厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿

農林水産大臣 島村 宣伸



動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第3項の規定に基づき、下記の動物用医薬品についての同条第1項の使用者が遵守すべき基準を定めることについて意見を求める。

なお、下記の動物用医薬品の承認については、平成17年4月11日付け17消安第67号にて意見を求めたものであり、添付資料は同一のものである。

記

- 1 豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合（油性アジュバント加）ワクチン（日生研ARBP混合不活化ワクチンME）
- 2 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤